

議第32号

滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表第3項第1号中「（栄養士）」の右に「もしくは管理栄養士」を加える。

(滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加える。

- (1) 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第14号）別表第3項第1号、第7号および第13号
- (2) 滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第5号）別表第2第3項第1号および別表第3第3項第1号
- (3) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）別表第1第1項第4号ウ（ア）、（エ）および（ク）
- (4) 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第7号）別表第1第2項第2号アおよびエ、第3号ア、第5号アならびに第7号
- (5) 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）別表第3第2項第1号ア、別表第5第1項第5号イ、別表第7第2項第1号、別表第8第2項第1号ア、第2号アおよび第4号ア、別表第10第2項第1号、別表第12第2項第1号ならびに別表第13第1項第1号
- (6) 滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）別表第1の6（7）イ

- (7) 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）別表第5項第6号イ
 - (8) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）別表第3第1項第6号カ
 - (9) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第9号）別表第14項第6号
 - (10) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第10号）別表第2第8項第6号
 - (11) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第13号）別表第15項第6号
 - (12) 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号）別表第8第1項第4号アおよびオならびに第4項第4号アならびに別表第9第1項第3号ア（ア）、イ（ア）およびエ（ア）
 - (13) 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号）別表第8第1項第4号アおよびオならびに第4項第4号アならびに別表第9第1項第3号ア（ア）、イ（ア）およびエ（ア）
- （滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第4項第1号中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加え、同項第3号中「、栄養士」の右に「もしくは管理栄養士」を加え、同号ウ中「栄養士」の右に「もしくは管理栄養士」を加え、同号エ中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加え、同項第11号中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加える。

（滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第1号および第7号中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加える。

別表第3第2項第1号中「、栄養士」の右に「もしくは管理栄養士」を加え、同号ウ中「栄養士」の右に「もしくは管理栄養士」を加え、同号エ中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。